

ガス供給約款 取次用 料金表

(東邦ガスネットワークエリア)

エバーグリーン・リテイリング株式会社

2022年4月1日実施

ガス料金その他の供給条件の内容

(e・gas プラン：東邦ガスネットワークエリア)

1. 対象となるお客さま

この料金表 6(供給対象地域)に定める供給地域のお客さまで、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社のガス需給契約と、当社の電気需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社が定める方法により、この料金表により算定されたガス料金と(1)に該当する電気料金を継続して一括して請求できること。

2. ガス料金算定方法

- (1) 当社は、ガス供給約款 16 の規定により算定された使用量にもとづき、2020 年 4 月以降において、次の料金単価を適用し、算定期間のガス料金を算定いたします。

料金表A 使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が 50 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が 100 立方メートルをこえ、250 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が 250 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が 500 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

	基本料金(円:税込) 1か月およびガスメーター1個につき	従量料金(円:税込) 1立方メートルにつき
料金表A	721.05	199.99
料金表B	1509.43	160.57
料金表C	1741.66	155.93
料金表D	1869.99	161.70
料金表E	2383.32	159.41
料金表F	6398.32	150.49

- (2) ガス料金は基本料金と従量料金および原料費調整ならびに各種割引の合計といたします。ただし、原料費調整は、この料金表 4(原料費調整) (1)イによって算定された平均原料価格が 83,350 円を下回る場合は、この料金表 4(原料費調整) (1)二によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、この料金表 4(原料費調整) (1)イによって算定された平均原料価格が 83,350 円を上回る場合は、この料金表 4(原料費調整) (1)二によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

- (3) 当社は、料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。
- ① 定例検針日もしくはその他当社が必要と認めた日の翌日から、次の定例検針日もしくはその他当社が必要と認めた日の検針日までの期間が 24 日以下又は 36 日以上となった場合(スイッチングの場合を含みます。)
 - ② 新たにガスの供給を開始した日(お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日を行います。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、スイッチングによる場合を除きます。)の場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合
 - ③ ガス供給約款 33 または 34 の規定により、需給契約の解除または終了等により、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合
 - ④ ガス供給約款 24 の規定により、ガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合(その他当社が必要と認めた日により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑤ ガス供給約款 25 の規定により、ガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合(その他当社が必要と認めた日により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑥ ガス供給約款 26 の規定により、供給又は使用の制限等により、ガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (5) 当社は(4)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、次によります。
- 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(1)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

➤日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ・基本料金は、2(1)の料金表における基本料金
- ・日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

➤従量料金

2(1)の料金表における基準単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

(6) 当社は(4)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、次によります。

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(1)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

➤日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ・基本料金は、2(1)の料金表における基本料金
- ・日割計算日数は、供給中止の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30
- ・計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

➤従量料金

2(1)の料金表における基準単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

3. 各種割引

当社は、ガス料金に次の割引を適用いたします。電気需給契約とガス需給契約のセット割引

1か月およびガスメーター1個につき	100 円(税込)
-------------------	-----------

① スタート割引

供給開始から1年間のみ、下記の割引を実施いたします。

1か月およびガスメーター1個につき	150 円(税込)
-------------------	-----------

4. 原料費調整

(1) 原料費調整額の算定

イ 平均原料価格

原油換算値1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化石油ガス価格

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が 83,350 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (83,350 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \\ \div 100 \times (1 + \text{消費税率})$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が 83,350 円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 83,350 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \\ \div 100 \times (1 + \text{消費税率})$$

(ハ) 1トン当たりの平均原料価格が 133,360 円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = 133,360 \text{ 円} \times (2) \text{の基準単価} \\ \div 100 \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の基準は、1 銭とし、その端数は、(イ)によって算定する場合は切り上げ、(ロ)(ハ)によって算定する場合は切り捨てます。

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11

	月 30 日に属する料金算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が翌年 2 月 1 日から 2 月 28 日に属する料金算定期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が翌年 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	料金算定期間の末日が翌年 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間

ニ 原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月の使用量に口によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 100 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

5. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの種類は 13A であるため、13A とされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量 … 45 メガジュール

最低熱量 … 44 メガジュール

圧 力 最高圧力 … 2.5 キロパスカル

最低圧力 … 1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度 … 47
 最低燃焼速度 … 35
 最高ウォツベ指数 … 57.8
 最低ウォツベ指数 … 52.7

6. 供給対象地域(東邦ガスネットワークエリア)

この料金表が適用される供給対象地域は次の通りです。

・全域供給区域

名古屋市、日進市、東郷町、長久手市、豊山町、豊明市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、東浦町、刈谷市、知立市、高浜市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、大治町、清須市、一宮市、岐南町、北方町、朝日町

・一部供給区域

常滑市	常滑市明和町、末広町、大鳥町、大和町、多屋町、森西町、錦町、虹の丘、大字榎戸字新田山、字浜新田、字替地新田、字井口川のうち市道1248号線以東、字板橋のうち国道155号線以西、字池下のうち国道155号線以西、字平井のうち国道155号線以西、榎戸町、本郷町一丁目、二丁目、三丁目、新浜町字外新田上、字外新田下、大字多屋、鯉江本町、原松町、新開町、北条、陶郷町、千代ヶ丘、栄町、本町、瀬木町、大字北条、大字瀬木、飛香台、奥栄町、奥条、白山町、大曾町、大字奥条、市場町、山方町、保示町、樽水町、塩田町、泉町、井戸田町、大字樽水、大字西阿野、阿野町、大字檜原、大字金山、西之口二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、十丁目、大野町、港町二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、矢田のうち県道南粕谷半田線以北、字上和土地のうち県道南粕谷半田線以南、久米字門ヶ脇、字御林、字鎗場、新田町、セントレア、りんくう町、住吉町五丁目、青海町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、北汐見坂、大字蒲池、唐崎町、熊野町、大谷、大谷朝陽ヶ丘、小鈴谷
武豊町	武豊町 ただし次の字を除く 南小松谷、会下、上原、下原、甚田、島田、原屋敷、山
美浜町	河和
碧南市	碧南市屋敷町一丁目、四丁目、白砂町、立山町、平山町、田尻町、松江町、六軒町、浜町のうち市道須浜線以西、明石町、須磨町、福清水町、堀方町、植出町、幸町、向陽町、栄町、鷺塚町(簡易ガス団地県営鷺)

	塚住宅の供給地点を除く)、縄手町、塩浜町、雨池町、伊勢町、入船町、若松町、玉津浦町、港本町
安 城 市	安城市高棚町、東栄町、今本町、住吉町、今池町、里町、浜屋町、篠目町、井杭山町、二本木町、箕輪町、緑町、美園町、桜町、御幸本町、大東町、昭和町、明治本町、朝日町、花ノ木町、末広町、尾崎町池裏、北亥池、小縄、南亥池、丸田、柳田、上大縄、西向のうち国道1号線以北、宇頭茶屋町南裏、相生町、日ノ出町、小堤町、錦町、南町、古井町、池浦町、新田町、東新町、旧上条町浜道のうち東海道本線以北、東明町、浜富町、藤井町、安城町、法蓮町、赤松町、弁天町、堀内町、桜井町、東町、姫小川町のうち鹿乗川以西(半野木を除く)、小川町、石井町徳原、五ヶ野、榎前町、和泉町、東端町、根崎町、福釜町、小垣江町、和会町、八ツ田町、谷田町、牛田町、二本木新町、百石町、城南町、大山町、横山町、西別所町、東別所町、北山崎町、別郷町、柿碓町、橋目町、上条町
阿 久 比 町	阿久比町 ただし次の区域を除く 阿久比町大字阿久比、大字矢高、大字植大のうち知多半島道路以西
岡 崎 市	岡崎市葵町、青木町、赤渋町、曙町、朝日町、伊賀町、伊賀新町、石神町、板屋町、井田町、井田新町、井田西町、井田南町、井内町、稲熊町、池金町、市場町、井ノ口町、井ノ口新町、岩津町、岩津町一丁目、岩津町二丁目、上地一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、上地町(簡易ガス事業上地団地を除く)、魚町、宇頭町(旧安城市尾崎町大塚、北山崎町猪山、西別所町北牛引、戌新畑を除く)、宇頭北町、宇頭南町、宇頭東町、梅園町、恵田町字西三山、字東三山、字北横、字南横、字西前田、字下田、字藤倉、江口一丁目、二丁目、三丁目、大西町、大西一丁目、二丁目、三丁目、大幡町、大平町、岡町、奥山田町、小呂町のうち東名高速道路以西、東名高速道路以東(字上屋下、字下屋下、字明下、字折バ、字マへ田、字三乃己田、字清水、字社宮神、字四ツ田を除く)、柿田町、欠町、籠田町、上佐々木町、上里一丁目、二丁目、三丁目、上衣文町、上明大寺町、上六名町、上六名一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、上和田町、亀井町、鴨田町、鴨田本町、鴨田南町、河原町、唐沢町、北本郷町、北野町、久右エ門町、久後崎町、国正町、暮戸町、桑原町、康生町、康生通、高隆寺町のうち市道大平田口線以南(字奈良、字阿世保を除く)、字五所合、寿町、小針町、在家町、栄町、坂左右町、下和田町、正名町、城南町、材木町、島町、下青野町字上川田、字花ノ木、字天神、字奥屋敷、字養源寺、字本郷のうち県道安城幸田線以北、真宮町、真伝町、真伝一丁目、真伝二丁目、真伝吉祥一丁目、真

	<p>伝吉祥二丁目、真福寺町、十王町、庄司田一丁目、二丁目、三丁目、昭和町、城北町、末広町、菅生町、田町、高橋町字土呂道、滝町のうち青木川以南、竜美旭町、竜美大入町、竜美北一丁目、二丁目、竜美新町、竜美台一丁目、二丁目、竜美中一丁目、二丁目、竜美西一丁目、二丁目、竜美東一丁目、二丁目、三丁目、竜美南一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大樹寺一丁目、二丁目、三丁目、大門一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大和町、筒針町、天白町、伝馬通、戸崎町、戸崎新町、戸崎元町、富永町、土井町、百々町、百々西町、堂前町、中町、中岡崎町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中園町、中田町、中之郷町、新堀町、西阿知和町のうち東名高速道路以西、西魚町、錦町、西大友町、西蔵前町、西蔵前町一丁目、二丁目、西中町、西本郷町、二軒屋町、仁木町、根石町、合歓木町のうち東海道新幹線以北、能見町、能見通、野畑町、箱柳町のうち市道箱柳線以北、橋目町、鉢地町、柱町、柱一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、柱曙一丁目、二丁目、三丁目、八幡町、八帖町、八帖北町、八帖南町、羽根町、羽根北町、羽根東町、羽根西一丁目、二丁目、三丁目、羽根西新町、針崎町、針崎一丁目、針崎二丁目、東阿知和町のうち青木川以南、東大友町、東蔵前町、東蔵前一丁目、二丁目、東能見町、東本郷町、東牧内町、東明大寺町、日名北町、日名中町、日名西町、日名本町、日名南町、広幡町、吹矢町、福岡町、福寿町、藤川町、藤川荒古一丁目、二丁目、藤川台一丁目、二丁目、三丁目、不吹町、舩越町、蓬萊町、細川町、法性寺町、保母町、洞町、本町通、舞木町、牧御堂町、松橋町、松本町、丸山町、美合町(字京ヶ峰、字道ヶ根、字大新田、字中新田、字本郷のうち県道桑谷柱線以南、字沢渡のうち県道桑谷柱線以南を除く)、美合新町、美合西町、花崗町、三崎町、緑丘一丁目、二丁目、三丁目、南明大寺町、養川町、養川新町一丁目、二丁目、三丁目、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名町、六名一丁目、二丁目、三丁目、六名新町、六名東町、六名本町、六名南一丁目、二丁目、元欠町、本宿町、本宿茜一丁目、二丁目、本宿台一丁目、二丁目、三丁目、本宿西一丁目、二丁目、元能見町、森越町、門前町、八ツ木町、矢作町、藪田一丁目、二丁目、山綱町一丁目、二丁目、字下平田、字中野、字上中野、字下中野、字中柴、字堤ヶ入、祐金町、竜泉寺町、両町、連尺通、六地藏町、六供町、六供本町、若松町、若松東一丁目、二丁目、三丁目、若宮町、渡町のうち東海道本線以北</p>
豊川市	赤坂町のうち東名高速道路以北、長沢町
西尾市	西尾市下羽角町住崎1番地、つくしが丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁

	目、五丁目、六丁目、駒場町のうち県道岡崎碧南線以東国道 23 号線以北、竹山町、南中根町、米津町、善明町のうち須美川以南、西浅井町、小島町(簡易ガス団地県営小島住宅の供給地点を除く)、八ツ面町、熊味町、寄住町、徳次町、北旭町、桜木町、永楽町、吾妻町、塩町、矢曾根町、花ノ木町、丁田町、緑町、新渡場町、新渡場、戸ヶ崎町、戸ヶ崎、山下町、住崎町、永吉、永吉町、住崎、新在家町、新在家、道光寺町、道光寺、大給町、今川町、住吉町、城崎町、高島町、法光寺町、田貫、田貫町、中畑町、中畑一丁目・二丁目、羽塚町、羽塚西ノ山、平坂町、平坂吉山、上矢田町、宮町、伊藤、伊藤町、菅原町、新屋敷町、亀沢町、鶴城町、下矢田町、矢田、富山町、富山、楠村町、寺津町、寺津、上町、末広町、鶴舞町、天神町、千歳町、下町、葵町、須田町、本町、錦城町、桜町、吉良町瀬戸、国森町
幸田町	幸田町のうち東海道新幹線以南町道山本深田線以西赤川以北、芦谷、大草のうち国道 248 号線以西、県道安城幸田線以南、荻、相見、高力、坂崎、菱池、横落のうち国道 248 号線以西、深溝、六栗
蒲郡市	蒲郡市竹谷町(国道 247 号線以南かつ尺地川以西を除く)、西迫町、浜町
豊田市	豊田市 ただし次の区域を除く 国府町、小峯町、芳友町、下室町、東広瀬町、石野町、力石町、中金町、城見町、中切町、野口町、山中町、千鳥町、成合町、上高町、寺下町、勘八町、滝見町、小呂町、加納町、広幡町、八草町(愛知環状鉄道以西、愛知環状鉄道の東のうち市道 634 西広見長久手線以北を除く)、大畑町(愛知環状鉄道以西を除く)、篠原町(愛知環状鉄道以西を除く)、本徳町、舞木町、乙部町(字大沢、字南沢、字外畑、字向山、字前田、字根ノ畑を除く)、枝下町、西広瀬町(県道北一色三河広瀬停車場線以西を除く)、富田町、押沢町、藤沢町、松嶺町、幸海町(字割林、字光長、字狐岩、字下御堂下切、字下御堂上切、字池杵、字市田、字市田上切、字酒呑二ツ岩、字ジュリンナ、字関屋、字乗越、字萩平、字八反八畝、字ヒザカタワ、字矢平、字山神を除く)、穂積町、松平志賀町(字石亀、字谷下、字スندا、字前田、字ソタメ、字南を除く)、岩倉町、巴町、九久平町、鶴ヶ瀬町、中垣内町、加茂川町、滝脇町、長沢町、林添町、大内町、鍋田町、王滝町、石楠町、豊松町、坂上町、松平町、琴平町、渡合町、旧藤岡町(次の欄に記載の地区を除く)、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町、西中山町、田茂平町のうち県道北一色三河広瀬停車場線以西、深見町のうち国道 419 号線以東県道北一色三河広瀬停

	<p>車場線以西、字白地釜、字系代、字石神、字才田、字後田、字法花坊、字ヒヤケ、字細田、字鳥目、字広表、字市場、字常楽、字木戸(簡易ガス事業グリーンタウン西中山を除く)、字小畑、字大屋、字水上、迫町、藤岡飯野町、御作町</p>
瀬戸市	<p>瀬戸市 ただし次の区域を除く 鹿乗町、川平町、定光寺町、曾野町、下半田川町、余床町、八床町、広之田町、上半田川町、白岩町、片草町、井山町、岩屋町、長谷口町、西白坂町、中白坂町、北白坂町、東白坂町、南白坂町、尻山町、巡間町、上山路町、東山路町、山路町、門前町、惣作町、鐘場町、西山路町、若宮町1丁目、上之山町3丁目のうち簡易ガス事業サンハイツ大樹、海上町、広久手町</p>
春日井市	<p>春日井市 ただし次の区域を除く 内津町</p>
小牧市	<p>小牧市 ただし次の区域を除く 大字大山(字岩次、字鱸谷を除く)、大字野口(字九反所西洞、字大平、字大洞、字中田、字岳造を除く)、大字大草(字五反田、字九反所、字違井那、字七重、字古宮、字毛無、字太良、字馬堤、字堂ノ前(県道荒井大草線以南を除く)、字西浦(県道荒井大草線以南を除く)、字久捨(県道神屋稲口線以南を除く)、字藤助洞(県道神屋稲口線以南を除く)、字年上坂(県道神屋稲口線以南中央自動車道以北を除く)、字鹿見ヶ根(中央自動車道以北を除く)、字大野(中央自動車道以北を除く)、字定根洞、字洞之海道、字西上、字大洞、字高根、字丸根、字檀之上、字深洞(県道高蔵寺小牧線以北を除く)を除く)、大字林(大山川以南を除く)</p>
犬山市	<p>犬山市字前田面、字内久保、字樋池、字小洞、字仲田、字鳥屋越のうち準用河川後川以南、字蓮池のうち市道楽田東 179 号線以南、大字善師野のうち名鉄広見線以北、善師野一丁目のうち名鉄広見線以北、善師野二丁目のうち名鉄広見線以北、善師野三丁目のうち名鉄広見線以北</p>
大口町	<p>大口町外坪、大字秋田、旧大字秋田字柳原、字東藪山、字宮浦、字西藪山、字宮前、秋田二丁目、三丁目のうち町道 5 号線以東町道 1214 号線以東、四丁目、高橋、替地二丁目、伝右一丁目、二丁目、大屋敷、丸、大御堂二丁目(旧大字大屋敷字吹野を除く)、大字大屋敷のうち町道南北線以東、字山王道、字白金、字宮前、字高橋、新宮一丁目、二丁目、下小口一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、中</p>

	小口一丁目、二丁目、三丁目、五丁目、上小口一丁目、二丁目、三丁目、城屋敷一丁目、城屋敷二丁目、萩島一丁目、二丁目、余野一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字余野、竹田、大字小口、国道 155 号線(北尾張中央道)以南町道豊三線以東、奈良子
扶桑町	扶桑町山那、南山名、高雄(町道2号線以北かつ木津用水以東を除く)、柏森、斉藤、高木
江南市	江南市山王町、前野町、中般若町、般若町、和田町、慈光堂町、小杵町、草井町、小折本町、河野町、田代町(名鉄犬山線以西を除く)、小折東町、安良町、宮田神明町、宮田町、後飛保町、村久野町、藤ヶ丘1丁目～7丁目、松竹町郷浦、米野、切野、上野、向島のうち旧大字松竹字向島・字東向島、及び旧大字後飛保字高瀬・字東高瀬、西松竹のうち旧大字松竹字蒲原・字向島、東瀬古のうち旧大字松竹字蒲原・字東瀬古・字天神・字北切野、高山のうち旧大字松竹字大上戸、野白町葎場、野白、西千丸、東千丸、高屋町、飛高町、今市場町、布袋町、布袋下山町、小郷町、宮後町、江森町、前飛保町、古知野町、五明町、木賀町、木賀本郷町、木賀東町、赤童子町のうち旧大字赤童子、及び旧大字中奈良字大間・字大間山、尾崎町、北野町、大海道町、寄木町、天王町、北山町、南山町、東野町、大間町新町、南大間のうち旧大字中奈良字大間・字寅新田、旧大字上奈良字奥山、及び旧大字赤童子、上奈良町、中奈良町、石枕町、力長町、勝佐町、山尻町
あま市	あま市 ただし次の区域を除く 七宝町秋竹のうち簡易ガス事業名探七宝団地、七宝町沖之島のうち簡易ガス事業名探沖之島団地、七宝町下田のうち簡易ガス事業名探下田団地、七宝町遠島のうち簡易ガス事業名探七宝団地及び簡易ガス事業名探七反田団地、七宝町徳実のうち簡易ガス事業名探徳実団地、七宝町鯉橋のうち簡易ガス事業名探鯉橋団地、木田のうち簡易ガス事業篠田桜木団地、篠田のうち簡易ガス事業篠田桜木団地、二ツ寺のうち簡易ガス事業美和住宅、乙之子のうち簡易ガス事業名探美和団地、小橋方のうち簡易ガス事業名探美和団地
津島市	津島市神守町(簡易ガス事業越津住宅を除く)、椿市町、光正寺町、大木町、菘原町、宇治町(簡易ガス事業宇治住宅及び簡易ガス事業宇治団地を除く)、下切町、越津町(簡易ガス事業越津住宅を除く)、牛田町、蛭間町(簡易ガス事業喜多神住宅を除く)、寺野町、牧野町、青塚町(簡易ガス事業青塚団地を除く)、高台寺町、白浜町、百町、百島町(簡易ガス事業

	百々島団地及び簡易ガス事業越津住宅を除く)、中一色町のうち日光川以東、大坪町、神尾町、金柳町(簡易ガス事業ニューコーポ金柳を除く)、葉苧町字錦掛、字稲葉、字青塚前、藤浪町三丁目のうち藤浪2号線以北藤浪3号線以西(89番地の2を除く)
愛西市	愛西市諸桑町、勝幡町、北河田町郷西、郷前、蓮田、南河田町、持中町、諏訪町、小津町、湍高町、西川端町、大野山町
稲沢市	稲沢市のうち旧稲沢市、平和町、平和町観音堂、平和町上三宅、平和町中三宅、平和町下三宅、平和町東城郷内、浦之川、元苗代、天神、平和町西光坊、平和町平池、平和町横池、平和町須ヶ谷、平和町法立、祖父江町森上本郷十一、祖父江町本甲、祖父江町山崎、祖父江町桜方六町、祖父江町二俣、祖父江町三丸湊
弥富市	弥富市神戸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、神戸町北新田東ノ切、北新田西ノ切、堤外
飛島村	飛島村大宝、服岡、松之郷、竹之郷、飛島新田、飛島新田番外地、新政成、木場、金岡、西浜、東浜
蟹江町	蟹江町大字須成のうち蟹江川以東、大字今字早稲田、字マコマ坪、字八歩田面、桜二丁目、宝四丁目、本町五丁目のうち県道弥富名古屋線以南、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町十二丁目、城一丁目
岐阜市	岐阜市 ただし次の区域を除く 大字秋沢、秋沢一丁目、二丁目、大字西秋沢、西秋沢一丁目、二丁目、大字奥、奥一丁目、二丁目、大字外山、外山、大字則松、則松一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字雛倉、雛倉一丁目、二丁目、三丁目、大字安食、大字石谷、大字岩利、大字佐野、大字彦坂、彦坂川上、彦坂川北、彦坂川南、大字上西郷、上西郷一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、中西郷のうち簡易ガス事業第一学ヶ丘ニュータウンおよび第二学ヶ丘ニュータウン、大字村山、大字今川、古市場神田のうち主要地方道岐阜大野線以西、大字古市場のうち簡易ガス事業黒野コーポ、大字交人、大字北二丁目、三丁目、大字西二丁目、深坂一丁目、二丁目、大字打越、大字椿洞、大脇一丁目、二丁目、大字高河原のうち字村添、字松原、字仲原、大字茶屋新田、茶屋新田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字次木のうち字下吹、字清西、字右門畔、字日置江境、字中吹(市道日置江4号線以北を除く)、字村添(市道日置江4号線以北、市道日置江5号線以北を除く)、大字日置江、日置江一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、大字三輪、大字三輪宮西、大字三輪

	宮前、大字山県岩、大字山県北野、大字山県岩明光、大字山県岩中、大字山県岩西、大字山県岩東、大字山県岩南、大字出屋敷、大字北野阿原、大字北野北、大字北野西、大字北野西山、大字北野南、大字北野東、大字門屋、大字門屋勢引、大字門屋門、大字門屋溝上、大字門屋字野崎、大字茂地、大字春近古市場北、大字春近古市場南、大字中屋西、大字中屋東、大字森西、大字森東、大字世保、大字世保東、大字世保北、大字世保西、大字世保南、旧柳津町流通センター、柳津町高桑東、柳津町高桑西
各務原市	各務原市 ただし次の区域を除く 鵜沼大安寺町、各務字車洞、各務字北山、各務東町、前渡西町、前渡北町、下切町、山脇町、上中屋町、大野町、成清町、神置町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町
笠松町	笠松町 ただし次の区域を除く 若葉町
本巣市	本巣市早野、数屋、随原、七五三、屋井、見延、三橋、仏生寺、上保、北野、春近、浅木、海老、上真桑、軽海、小柿、国領、下福島、下真桑、十四条、宗慶、温井、政田(簡易ガス事業 真正団地を除く)
安八町	大野、中、東結、宝江、牧、南條
瑞穂市	瑞穂市穂積、馬場、馬場前畑町、馬場上光町、馬場春雨町、馬場小城町、馬場北町、生津、生津滝坪町、生津内宮町、生津外宮東町、生津外宮前町、生津天王町、生津天王東町、只越、別府(簡易ガス事業 雇用促進住宅穂積宿舎、および旭化成住宅を除く)、本田、重里、稲里、野田新田、牛牧、宝江、犀川、犀川堤外地、東結、祖父江、野白新田
大垣市	大垣市墨俣町さい川、墨俣町さい川堤外地、墨俣町墨俣、墨俣町先入方、墨俣町二ツ木
山県市	山県市東深瀬、高富、佐賀、高木
大野町	大野町相羽、稲畑、大野、上秋、黒野、桜大門
羽島市	羽島市竹鼻町、竹鼻町狐穴、竹鼻町蜂尻、竹鼻町飯柄(東逆川以南を除く)、竹鼻町神楽、竹鼻町西野町、竹鼻町錦町、竹鼻町丸の内一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、福寿町本郷、福寿町平方、福寿町浅平、福寿町間島、福寿町千代田一丁目、福寿町浅平一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、福寿町平方一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、福

	<p>寿町間島一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、舟橋町、舟橋町出須賀一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、舟橋本町一丁目、二丁目、四丁目、五丁目、舟橋町宮北一丁目、二丁目、江吉良町、堀津町、堀津町須賀北一丁目、堀津町東山、上中町、小熊町川口、小熊町島、小熊町足近新田、 小熊町島一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、 小熊町川口前、小熊町川口一丁目、小熊町島前、小熊町島新道、新生町一丁目、二丁目、三丁目、足近町南之川、正木町曲利、正木町新井、正木町三ツ柳、正木町須賀、正木町須賀本村、正木町不破一色、正木町森十四丁目、十五丁目、十六丁目、正木町坂丸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、正木町大浦新田八丁目（羽島用水の東を除く）、 正木町大浦、正木町南及、正木町須賀池端、正木町須賀赤松、正木町須賀小松</p>
美濃加茂市	<p>あじさいヶ丘、新池町、田島町、野笹町、蜂屋台、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、本郷町、御門町、森山町</p>
多治見市	<p>多治見市小名田町、高田町、西坂町、明和町、高根町、幸町、昭栄町、大原町十一丁目、小泉町、金岡町、虎溪山町、住吉町、長瀬町、岩ヶ峠、長湫のうち中央自動車道以北、東栄町一丁目のうち中央自動車道以北、二丁目のうち中央自動車道以北、前畑町、小田町、弁天町、宮前町、大日町、栄町、豊岡町、虎溪町、本町（土岐川以南を除く）、大正町、田代町、音羽町、白山町、池田町、上山町、旭ヶ丘、精華町、上野町、十九田町、姫町、青木町、昭和町、広小路、日ノ出町、山下町、奥川町、神楽町、窯町、御幸町、錦町、三笠町、京町、元町、平野町、大畑町、陶元町、坂上町、美坂町、滝呂町八丁目、九丁目（簡易ガス事業雇用促進住宅滝呂宿舎を除く）、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十七丁目、笠原町</p>
可児市	<p>可児市桜ヶ丘、臯ヶ丘、大字久々利柿下入会地字柿下山、字浅間山、大森、大字下切のうち姫川以西・市道 4076 以南・市道 4030 以南、大字今のうち国道 248 号バイパス以東、姫ヶ丘、大字下切谷迫間入会、広見、大字長洞、土田、禅台寺、中恵土、下恵土、広眺ヶ丘、瀬田、石井、今渡、川合、羽崎、二野</p>
土岐市	<p>土岐市下石町字西山、土岐津町土岐口、御幸町、土岐ヶ丘、土岐口北町、土岐口中町、土岐口南町、泉町久尻、泉寺下町、泉西原町、泉西山町、泉大沼町、泉池ノ上町、泉日之出町、泉明治町、泉郷町</p>
御嵩町	<p>上恵土、御嵩</p>
木曾岬町	<p>木曾岬町三崎、白鷺のうち国道 23 号線以南（簡易ガス事業 白鷺川団地を除く）、松永</p>

いなべ市	いなべ市大安町梅戸、大安町門前、大安町大井田、北勢町阿下喜、北勢町阿下喜に囲まれる地区(北勢町飯倉の一部、北勢町垣内の一部、北勢町瀬木の一部、北勢町中山の一部、北勢町東村の一部、北勢町別名の一部)、北勢町麻生田、員弁町上笠田、員弁町市之原(字上山田川、字下山田川、字小僧脇を除く)、員弁町平古、員弁町大泉新田、員弁町大泉、員弁町松名新田
桑名市	相川町、油町、相生町、一色町、入江葭町、今片町、今中町、今北町、伊賀町、内堀、馬道一丁目、江戸町、駅元町、益生町、片町、萱町、川口町、鍛冶町、春日町、掛樋、北魚町、京町、北寺町、京橋町、北鍋屋町、紺屋町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、三之丸、三栄町、参宮通、清水町、新町、新屋敷、新地、職人町、新築町、新矢田一丁目、新矢田二丁目、末広町、住吉町、船馬町、桑栄町、外堀、田町、太一丸、大中央町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、中央町四丁目、中央町五丁目、千代田町、堤原、伝馬町、殿町、常盤町、西矢田町、西鍋屋町、八幡町、八間通、蓮見町、東矢田町、東鍋屋町、風呂町、福江町、本町、宝殿町、宮通、三崎通、南魚町、宮町、南寺町、三ツ矢橋、明正町、元赤須賀、柳原、矢田碓、有楽町、吉津屋町、吉之丸、梅園通、桜通、立花町一丁目、立花町二丁目、霞町一丁目、霞町二丁目、神楽町一丁目、神楽町二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、汐見町一丁目、汐見町二丁目、汐見町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、東太一丸、新倉持、神成町一丁目、神成町二丁目、福島新町、新西方一丁目、新西方二丁目、新西方三丁目、新西方四丁目、新西方五丁目、新西方六丁目、新西方七丁目、大山田一丁目、大山田二丁目、大山田三丁目、大山田四丁目、大山田五丁目、大山田六丁目、大山田七丁目、大山田八丁目、筒尾一丁目、筒尾二丁目、筒尾三丁目、筒尾四丁目、筒尾五丁目、筒尾六丁目、筒尾七丁目、筒尾八丁目、筒尾九丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田六丁目、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、藤が丘三丁目、藤が丘四丁目、藤が丘五丁目、藤が丘六丁目、藤が丘七丁目、藤が丘八丁目、藤が丘九丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目、松ノ木三丁目、松ノ木四丁目、松ノ木五丁目、松ノ木六丁目、松ノ木七丁目、松ノ木八丁目、星見ヶ丘一丁目、星見ヶ丘二丁目、星見ヶ丘三丁目、星見ヶ丘四丁目、星見ヶ丘五丁目、星見ヶ丘六丁目、星見ヶ丘七丁目、星見ヶ丘八丁目、星見ヶ丘九丁目、赤須賀「1, 2 番組、2, 4 番組、獵師町、新甫田、三丁目」、上野「松之下、笠松、下夕之割、宮之下、西谷、庄右エ門新田」、尾野山「尾

野山」、江場「北郷、勢以口、江場屋敷、宮之島、正金縄、長折、貝戸、寺前、中野、内中野、中縄、神戸、観音堂、柳之町、小平太縄」、東方「市之縄、打上田、堅縄、矢田野、中折、掛越、福島前、東川原、尾弓田、細貝道、城下、寺屋敷、上之越、徳成、立坂、尾畑、西場様、岸西、日物谷、播磨前、高塚畑、堂島（土島）、畝若」、東汰上「千倉畑、大苗代、鎌地縄、八反田、前田、井口、半会」、東野「真改、鎌堀」、福島「南沢、北小島、甚内、川戸、立代、矢田野、屋敷割、川田、大山田澤」、星川「森忠前、尾崎、里、中山、赤禿、下八尾、半之木、拾弍、宇賀、水亀、谷口、山神堂、八尾、掛木、楠谷、堂ヶ峰、新長坂」、増田のうち三岐鉄道北勢線以北、本願寺「西裏、山之裏、大塚、小野山、笠松、西川原、市之縄、大堀、南崩、北崩」、矢田「大塚、小野山、城山、笠松、未之改、川成、有王、崩、三反長」、安永「一区割、二区割、三区割、四区割、五区割、六区割、七区割、八区割、九区割、拾区割、拾弍区割」、蓮花寺「三反田（但し簡易ガス事業雇用促進住宅蓮花寺宿舎の供給地点を除く）、宇賀、惣作、鍋谷、西広、城山、神田、馬喰谷、東広、清水原、小家葉、草原谷、高塚下、石原、皿ヶ谷、岩坂、若林、藤谷、大丸、広谷、敷谷、北小家葉、惣林」、芳ヶ崎「大谷」、上之輪新田「沢側、南沢、西沢、後割、千倉山、北亀山」、北別所「高塚山、谷山、南畑、福地、高塚、井戸谷、池之割、岸西下、天神広、天神ヶ丘、千物谷、流、蔵金坊、中縄、高塚町一丁目、高塚町二丁目、高塚町三丁目、高塚町四丁目、高塚町五丁目、高塚町六丁目」、桑名「上銭瓶、下銭瓶、棚田、深田、12番、北浜、石ヶ瀬、葎山、砂割、鷹場、太丸」、小貝須「東之島、甚右エ門縄、柳原、彦右エ門、才兵衛縄、二番割、橋爪、安楽、三太縄、矢田縄、新堀北、市之坪、若田縄、八反田、隋屋敷」、坂井「茶山、奥山」、繁松新田「西之割、東之割」、地藏「新甫田、三丁目、三畝割、一反割」、太夫「東浦、中条割、西浦、富士山」、大福「畑田、大門、太夫殿給、宮東、寺跡、雀塚、中野、市之坪、矢田東」、西方「南外面、中外面、北外面、文四郎起、霞ヶ岡、宮之浦、笹山、北之広、南之広、馬坂下、斧峠、小葉地下、中田、南小母様、梅ノ木戸、大谷、岩花、楚婦上、大鶴、内代、焼尾、筒尾谷、河原谷、奥新田、小河原、塩釜、鳩ヶ巢、欠之前、小谷、石間塚、一之谷、中才、宗上、西谷（西方）」、西別所「上野前、倉持、小池、中沢、石曾根、奥沢、榛谷、山畑、東谷、山坂下、新山畑、愛宕山、蟬山、駒広」、額田、播磨「沢南、宮東、宮西、源兵衛、六畝割、鳥

	打、鰻尻、西新田、小谷、鉄砲場、欠之前、奥上谷、大代、佛谷、笹尾、眞虫谷、大山田、奥新田、小筒尾、焼尾、内代、中才、大鶴、ソブ上、岩花、大行寺、寺西、向ヒ谷、小母様、向欠田、ダリ、石佛、岸西下、象光坊」、五反田「野田之谷」、大字東金井のうち町屋川以西でJR関西線以東、大字桑部、城山台、大字西金井、大字西汰上、大字和泉、多度町御衣野、下野代、美鹿、長島町駒江、松蔭、浦安
川越町	川越町大字高松、大字豊田
亀山市	白木町、布気町、関町白木一色、関町会下、太岡寺町、能褒野町
東員町	長深、中上、山田、六把野新田、笹尾西、笹尾東、城山
四日市市	四日市市松寺一丁目、二丁目、三丁目、蒔田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、西富田町、西富田二丁目、三丁目、十志町、垂坂町、南垂坂町、東垂坂町、天ヶ須賀一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、住吉町、富田一色町、平町、富州原町、松原町、富双一丁目、二丁目、大字茂福、富田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東富田町、茂福町、富田浜元町、富田浜町、東茂福町、南富田町、霞一丁目、二丁目、浜園町、東坂部町、坂部ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東ヶ谷、小杉町、小杉新町、大谷台一丁目、二丁目、山之一色町のうち東名阪自動車道以東（簡易ガス事業大沢台団地を除く）、大字羽津、南いかるが町、別名一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、羽津中一丁目、二丁目、三丁目、大宮西町、緑丘町、山手町、富士町、金場町、大宮町、羽津山町、羽津町、城山町、白須賀一丁目、二丁目、三丁目、八田一丁目、二丁目、三丁目、みゆきヶ丘一丁目、二丁目、大字西阿倉川、大字東阿倉川、大字末永、清水町、野田一丁目、二丁目、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、本郷町、末永町、三ツ谷東町、陶栄町、滝川町、浜一色町、京町、川原町、高浜町、東新町、新浜町、三郎町、午起一丁目、二丁目、三丁目、高浜新町、西町、元町、西新地、中部、北町、諏訪町、西浦一丁目、二丁目、堀木一丁目、二丁目、中町、八幡町、新々町、新町、北浜町、北条町、浜町、元新町、本町、沖の島町、高砂町、千歳町、尾上町、北納屋町、蔵町、中納屋町、大協町一丁目、二丁目、相生町、南納屋町、稲葉町、諏訪栄町、浜田町、朝日町、幸町、栄町、三栄町、西末広町、中浜田町、南浜田町、新正一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、北浜田町、十七軒町、昌栄町、南起町、末広町、寿町、曙町、曙一丁目、二丁目、九の城町、西浜田町、浜田、鶴の森一丁目、二丁目、安島一丁目、二丁目、大字赤

	<p>堀、大字松本、松本一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、西松本町、青葉町、大字大井手、赤堀南町、赤堀一丁目、二丁目、三丁目、赤堀新町、城東町、城西町、城北町、石塚町、西伊倉町、大井手一丁目、二丁目、三丁目、中川原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、芝田一丁目、二丁目、ときわ一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、伊倉一丁目、二丁目、三丁目、久保田一丁目、二丁目、大字日永、大字泊村、大字六呂見、海山道町一丁目、二丁目、三丁目、大浜町、大井の川町一丁目、二丁目、三丁目、雨池町、大字馳出、大字大治田、日永一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、泊山崎町、泊町、追分一丁目、二丁目、三丁目、前田町、日永東一丁目、二丁目、三丁目、泊小柳町、日永西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東日野町、東日野一丁目、二丁目、西日野町、室山町、八王子町、小林町、高花平一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、笹川一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、大字塩浜、塩浜本町一丁目、二丁目、三丁目、中里町、塩浜町、小浜町、東邦町、御藪町一丁目、二丁目、馳出町一丁目、二丁目、三丁目、七ツ屋町、松泉町、宝町、川合町、浜旭町、石原町、大池町、高旭町、宮東町一丁目、二丁目、三丁目、柳町、三田町、采女町のうち国道 1 号線以東並びに鈴鹿川支流内部川および内部川支流足見川以北、采女が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、波木町のうち内部川支流足見川以北、波木が丘町、貝家町のうち飛地、森カ山町、小古曾町、小古曾一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、小古曾東一丁目、二丁目、三丁目、大治田町、大治田一丁目、二丁目、三丁目、川尻町のうち鈴鹿川支流内部川以北、生桑町、尾平町、三重一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、下之宮町、南松本町、浮橋一丁目、二丁目、川島町、別山一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中村町のうち東名阪自動車道以東、萱生町のうち東名阪自動車道以東、西坂部町、字岩之谷、大矢知町、波木南台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、坂部台一丁目、二丁目、阿倉川新町、富田栄町、楠町本郷、楠町北五味塚、楠町南五味塚、小生町、川北一丁目、川北二丁目、河原田町、貝塚町、下さざらい町、小牧町</p>
鈴鹿市	<p>鈴鹿市平田町字平田野、平田中町、平田新町、平田本町一丁目、二丁目、平田一丁目、二丁目、弓削一丁目、二丁目、岡田一丁目、二丁目、三丁目、竹野一丁目、竹野二丁目、算所、平田東町、阿古曾町、大池一</p>

	<p>丁目、二丁目、三丁目、住吉、住吉町、平野町筒井川以東、庄野共進一丁目、二丁目、三丁目、庄野羽山、国府町、西條町、西条、地子町、安塚町字野瀬、末広町、末広北一丁目(旧末広町字千歳ヶ原を除く)、二丁目、三丁目、末広南一丁目(旧末広町字千歳ヶ原を除く)、二丁目、三丁目、石垣一丁目、二丁目、三丁目、末広西、采女が丘町、高岡町のうち鈴鹿川以北、高岡台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、野町、野町中一丁目、二丁目、三丁目、野町東一丁目、二丁目、野町西一丁目、二丁目、三丁目、野町南一丁目、白子町、東旭が丘、中旭が丘、南旭が丘、東玉垣町、西玉垣町、南玉垣町、北玉垣町、桜島町、江島町のうち近鉄名古屋線以西、江島台一丁目、二丁目、北江島町、中江島町、南江島町、白子、白子駅前、神戸、神戸本多町、岸岡町、三日市、矢橋一丁目、二丁目、三丁目、十宮町、十宮一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、須賀一丁目、二丁目、三丁目、岡田町、三日市町、稲生、稲生こがね園、稲生塩屋、庄野東、道伯町、道伯、三日市南、算所町、寺家、野辺二丁目、鈴鹿ハイツ、長太旭町、長太栄町、南長太町</p>
津市	<p>津市白塚町、栗真小川町、栗真中山町、栗真町屋町、一身田豊野、一身田町、一身田平野、一身田中野、一身田大古曾、夢が丘一丁目、二丁目、一身田上津部田、河辺町のうち近畿自動車道伊勢線以東美濃屋川以北、鳥居町、広明町、羽所町、大谷町、桜橋一丁目、二丁目、三丁目、島崎町、江戸橋一丁目、二丁目、三丁目、上浜町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、万町津、新立町津、北町津、東町津、新東町塔世、中河原、住吉町、高州町、末広町、相生町、愛宕町、乙部、大門、寿町、港町、なぎさまち、海岸町、北丸之内、丸之内、西丸之内、東丸之内、南丸之内、丸之内養正町、中央、東古河町、西古河町、押加部町、神納町、神納、博多町、桜田町、八町一丁目、二丁目、三丁目、新町一丁目、二丁目、三丁目、南新町、大園町、美川町、川添町、大字南河路、岩田、修成町、幸町、大倉、西阿漕町岩田、本町、南中央、柳山津興、船頭町津興、三重町津興、下弁財津興、上弁財町、阿漕町津興、八幡町津、藤枝町、津興、垂水、野崎垣内岩田、八幡町藤方、上弁財町津興、南が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、藤方、半田字小川、字川田、字石田、字池町、字朝日、字狐ヶ谷、字平木、字五反田、字上村、字上寺、字上出、字松ヶ枝、字片間、字日下、字尺目、字高松、字笠取、字真虫谷、字口青谷、字長峰、字すげ、字稗原、字四十九山、字奥青谷、字口中面、字奥中面、神戸字宮崎、字大木、字中垣内、字小世古、字西垣内、字西谷、字西の口、字平田、字曾根、字北浦、字切田、字与市垣内、字品田、字神田、字津婦、字</p>

	<p>文田、字横田、字八太、野田字一八、字鎌切、字稲葉、字鎌部、および旧南河路に限る、観音寺町、洪見町、長岡町、大里窪田町のうちJR紀勢線以東で県道津・関線以南、大里川北町字中尾、字岡、字東谷、字池之谷、字北伝、字明尺、字下大町、字道下、字上大町、字桐谷、字宮の谷、字長峰、大里山室町字百石、字大谷、字恐し、字乾谷、字堀越、字菖蒲、字小屋が谷、字東谷、字天王前、大里小野田町字下八知、字八知、字菖蒲、字菅谷、字小山田、大里野田町字欠山、字石田、字小山田、大里睦合町字北谷、字長峰、字東山、字天堤、字雉子の木、字薬師谷、字松本、雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、納所町、北河路町、高茶屋小森町、字竹縄、字丸田のうち国道23号線以西、字焼野、字四ツ野、高茶屋一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、城山一丁目、二丁目、三丁目、あいつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、青葉台一丁目、二丁目、三丁目、緑が丘一丁目、二丁目、高茶屋小森上野町、牧町、川方町久居新町、久居寺町、久居烏木町、久居西鷹跡町、久居東鷹跡町、久居万町、久居中町、久居射場町、久居明神町、久居小野辺町、久居野村町、久居井戸山町、戸木町、森町、久居持川町、久居北口町、久居幸町、久居相川町、久居桜が丘町、久居元町、久居旅籠町、久居本町、久居二ノ町、久居野口町、河芸町上野、南黒田字山沖、字山王、字内垣内、字元里、安濃町太田字倉谷、字穴谷、字宮城のうち町道太田25号線以南</p>
<p>松 阪 市</p>	<p>松阪市愛宕町、愛宕町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、挽木町、湊町、平生町、五十鈴町、白粉町、日野町、新町、新座町、殿町、魚町、中町、中町六丁目、本町、西町、川井町(松阪第二環状線以西で近鉄山田線以北および百々川以西を除く)、黒田町、鎌田町、朝日町、朝日町一区、石津町、高町のうち愛宕川以西、若葉町、獵師町、大口町、春日町一丁目、二丁目、三丁目、南町、長月町、茶与町、京町、京町一区、桜町、中央町、末広町一丁目、二丁目、泉町、五月町、東町、宮町、清生町、幸生町のうち名古須川以北、垣鼻町のうち金剛川以北、大津町のうち県道鳥羽松阪線以南で金剛川以西、字小深田のうち近鉄山田線以南、田原町のうち金剛川以北、久保町、下村町、上川町、船江町、久米町、塚本町のうち近鉄山田線以南およびJR紀勢本線以北、井村町、西之庄町、駅部田町、山室町、萌木町、内五曲町、外五曲町、大黒田町、五反田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、広陽町、大足町、阿形町、久保田町、郷津町、御殿山町、小黒田町、田村町、中道町、小津町字上ノ庄、字中ノ割、字下ノ割、字一ノ割、中林町、曾原町、小舟江町、肥留町、西</p>

	肥留町嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野中川町、嬉野町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目
伊勢市	伊勢市宇治中之切町、宇治浦田町(旧宇治浦田町滝倉に限る)、宇治浦田一丁目、二丁目、三丁目、宇治今在家町、桜木町、中之町、中村町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本一丁目、二丁目、三丁目、岡本町、岩淵町、岩淵一丁目、二丁目、三丁目、吹上一丁目、二丁目、河崎一丁目、二丁目、三丁目、船江一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、豊川町(豊受大神宮宮域を除く)、本町、宮後一丁目、二丁目、三丁目、一之木一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、一志町、八日市場町、大世古一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、曾禰一丁目、二丁目、宮町一丁目、二丁目、常磐町、常磐一丁目、二丁目、三丁目、浦口一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二俣一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二俣町、辻久留一丁目、二丁目、三丁目、中島一丁目、二丁目、宮川一丁目、二丁目、竹ヶ鼻町、小木町、神社港、下野町字鳴新田、字東條、字中條、字西條、字里裏、字御堂藪、字里前、字下野新田、字江川田、字小釣、字慶法寺、字高田、馬瀬町、神田久志本町、神久一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、黒瀬町、勢田町字滝ヶ谷、字鷹泊、字中山、字杉谷、字永代山、字車沖、字八束、字岩崎、字船江山、字津摩利石、字中起、字瀧ノ口、字里中、藤里町、旭町、楠部町、朝熊町字外中田、字藪際、字向谷、字不聞山、字昼河、字辰己谷、字長分、字延命谷、字江更、字中田、字備中谷、字鷺谷、字大口、字馬越シ、字立岩、字込田、字浜田、字貝楠部、字とと川、字西谷、字亀ヶ森、字寿し田、字鴨谷、字西橋、字七郎田、字東谷、字白桃ヶ谷、字芦ヶ谷、字里晝河、字菴ヶ谷、字横枕、字子良ヶ江古、字岩田、字杵ヶ口、字宮ノ後、字保田、字魚尤ノ尾、字名古砂のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、字五味ヶ崎のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、字杉葉崎のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、田尻町、前山町御菌町高向字下千田、字上千田、字小橋、字置土、字潜り子、字下三本松、字落合、字名古佐、字下蓼原のうち近鉄山田線以東、字井の口のうち近鉄山田線以東、字野池のうち近鉄山田線以東、字沖河原、字的場、字二ツ屋、字北之世古、字南世古、字西新出、字上万條、字東新出、字下万條のうち国道 23 号線以南、字高野、字一丁畑、御菌町長屋、御菌町上條、御菌町王中島、御菌町新開、中村町桜ヶ丘、辻久留町

7. この料金表の実施日

この料金表は、2022年4月1日から実施いたします。

Evergreen Retailing Co.,Ltd.

20220401